

〈談 話〉

介護認定及び給付に係る業務委託プロポーザル実施について

8月5日、京都市は「介護認定給付に係る業務委託」に向け、公募型プロポーザルの実施に踏み切りました。私たちは本年1月、今回の介護認定給付業務等の集約化並びに民間営利企業への委託について、再検討を求める談話を出していました。その後、市当局へは市民から1万筆を超える反対署名が提出されているともお聴きしています。にもかかわらず、市当局がなぜ、強行に130人の雇止めと、民間営利企業への委託を進めようとするのか、まったく理解できません。

介護保険制度施行以来、京都市における高齢者福祉、介護保険行政において、認定給付嘱託員や訪問調査員の皆さんが果たしてきた役割は何だったのでしょうか。

基本的には専門資格を保持する人たちを、市が直接雇用し、認定業務にあたらせてきた初心とは何だったのでしょうか。

それらのことが、2018年12月の(提案)文書には一言も書かれていませんでした。

私たちはそのこと自体に、市の福祉行政の不十分さが表れていると思っています。

そもそも要介護認定は、必要とするすべての人に対して、普遍的に提供されるべき社会保障サービスについて、強引に対象者を選別し、制限し、区分するという、人権侵害につながりかねない矛盾に満ちた仕組みです。それだけに自治体は、必要な人へ必要なサービスが届くよう、画一的運用になりがちな要介護認定に対象者の〈実状〉が反映されるよう、最大限の努力をする義務があります。その意味では、市がその実務を担う職員を直接雇用し、審査会を前に調査票・意見書の内容を詳らかに確認し、資料を作成し、読み込み、論点を審査委員に提示する仕事を担ってもらってきたのは当然のことだったのです。

しかし、今回の「仕様書」では、ほとんどの業務が委託業者に託されることになっています。(提案)の段階では、民間企業に委託する業務範囲について「郵送、入力等」と書いていたにもかかわらずです。その説明は嘘だったのでしょうか。

私たちは、京都市政を担う幹部職員の皆さんが、自分たちの先達が営々と積み重ねてきた理念、初心、思いをしっかりと受け継いだ行政を守ってほしいのです。せめて自分たちが今、切り捨てようとしているものは何なのか、ということを実感してことにあたってほしいのです。今回の件では、残念ながらそういった葛藤や煩悶すら、まったく感じ取ることができません

私たちは今回の市の動きを極めて重く受け止め、必要と考えるあらゆる取組を進めていくつもりです。

2019年8月14日
京都府保険医協会
副理事長 渡邊賢治